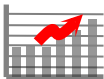


プロモーションコードの遵守が 企業の成長基盤！



詳細は医機連発行「倫理綱領・企業行動憲章・医療機器業プロモーションコード」冊子をご参照下さい。

【主な内容】

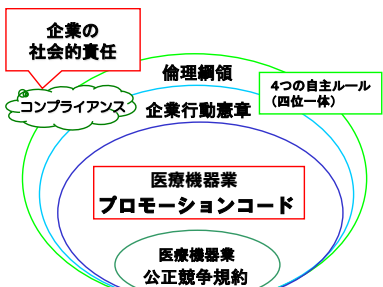
- ・倫理綱領
- ・企業行動憲章
- ・医療機器業プロモーションコード
- ・医療機器業プロモーションコードの解説
- ・資料：医療機器業公正競争規約
- ・資料：未承認医療機器等に関するガイドライン細則

(一社)日本医療機器産業連合会
企業倫理委員会

〒162-0822
東京都新宿区下宮比町3番2号
(飯田橋スクエアビル8階)
電話：03-5225-6234
FAX：03-3260-9092
ホームページアドレス：www.jfmda.gr.jp

プロモーションコードの しおり

企業の社会的責任とプロモーションコード



(一社)日本医療機器産業連合会(医機連)
企業倫理委員会

プロモーションコードとは？

医機連会員企業は、倫理綱領の理念に立脚し、適正な事業活動を行うように、と制定された業界自主ルールです。

本しおりの目的

本しおりは、常時携行し、プロモーションコードの一層の遵守励行をするためのものです。

プロモーションコード制定の経緯

1991年～92年の医療機器業界の不祥事に端を発し、業界は会員企業の合意で4つの自主ルールを策定しました。

1. 倫理綱領(1993年医機連)
 2. プロモーションコード(1997年医機連)
 3. 公正競争規約(1998年公取協)
 4. 企業行動憲章(2005年医機連)
- (制定順)

プロモーションコードの内容

プロモーションコードで定める内容の項目を示します。

1. 会員企業の責務と行動基準
2. 経営トップの責務
3. 製品開発
4. 製造・製造販売
5. 市場調査
6. 広告宣伝(プロモーション用印刷物及び広告等の表示)
7. 製造販売後調査(市販後調査)等の実施
8. 販売活動
公正な競争及び公正な取引の確保、中傷・誹謗行為の禁止、不正な比較表作成の禁止、役務・物品・金銭類・試用医療機器の提供、医療機器の貸出、顧客等の情報の秘密保持等について規定されています。
9. 講演会等の実施
10. 未承認医療機器の学会展示
11. 国外におけるプロモーション
12. 「本コード」と「公正競争規約」との関係

用語の解説

プロモーション(PROMOTION)

医療機器の採用または使用に関係する適正な販売活動のことを意味します。

コード(CODE)

会員団体の会員企業が遵守すべき行動基準(行動規範)を成文化したものです。

公正競争規約

公正競争規約とは、景品表示法第11条の規定により、消費者庁長官及び公正取引委員会の認定を受けて、事業者または事業者団体が景品類または表示に関する事項について自主的に設定する業界ルールで、法的拘束力を有します。
詳細は医療機器業公正競争規約を参照下さい。

プロモーションコード抵触事例

事例1) 中傷行為とみなされる事例

競合品との比較表に実証されていない事実を挙げたり、事実を曲げて作成する：プロモーションコードの8条(3)(不正な比較表作成の禁止)に抵触

事例2) 誹謗行為とみなされる事例

他社製品の欠陥や不具合に関する新聞記事等を特定顧客に配布する：プロモーションコードの8条(2)(中傷・誹謗行為の禁止)に抵触

事例3) 未承認医療機器の学会展示

未承認医療機器を企業の独自判断で学会展示を行う：プロモーションコードの10条(未承認医療機器の学術展示)に抵触

社内における一元的な審査管理体制を確立しましょう！